

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

大阪地裁、3年内取得特例巡り初判断

Q：相続税を巡って争われていた裁判の判決があったそうですが、どんな内容ですか。

A：相続した財産の評価は、時価で評価するのが原則とされ、土地については路線価などをもって、建物については固定資産税評価額を基にして評価することとされています。

ただし、相続開始前3年以内に取得した土地や建物に対しては、居住用を除いて、取得価額で評価するという特例の規定があります。

10月17日にこの特例を巡っての判決が大阪地裁でありました。内容は以下の通り。

原告が相続した土地や賃貸住宅などのうち約6割が原告の父親が亡くなる以前3年以内に購入したものでした。(父親は平成3年8月に死亡。)

この特例の規定どおりに算定すると物件の取得価額が計約22億円となり、相続税の総額は約14億3千万円となるとのこと。

しかし、鑑定士の評価によると地価の暴落で物件の相続時の評価は計約9億6千万円、借金を除いた資産は約11億3千万円。全財産を処分しても相続税を支払えないことから、憲法の財産権の保障(29条)に反するとして税の減額を求めて訴訟していました。

今回の判決は、特例自体憲法違反であるとはいえないが、特例を適用することにより著しく不合理な結果を来すことが明らかな事情がある場合には適用することはできない、本件については特例を適用せず、相続時の時価(路線価等)によるべきとして、法令違憲ではないが、適用違憲判決となりました。

